



1 健保第1893号
令和元年8月22日

(公印省略)

一般社団法人 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 大 久 保 勉
(健康福祉部 健康保険課)

令和元年7月21日豪雨にかかる被災者の一部負担金の取扱いについて

日頃より、久留米市国民健康保険事業・福岡県後期高齢者医療制度の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、被災された久留米市国民健康保険及び福岡県後期高齢者医療の被保険者に対し、一部負担金減免を行うこととなりました。

なお、昨年の7月豪雨にかかる取り扱い内容とは異なりますのでご確認をお願いいたします。

つきましては、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(参考)

- ・ 災証明書見本
- ・ 減免案内チラシ
- ・ 国保減免承認証明書

お問い合わせ先 久留米市健康福祉部健康保険課
担当：井手、堤
電話：0942-30-9029
FAX：0942-30-9751

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

見 本

り 災 証 明 願

令和元 年 月 日

久留米市長 殿

住 所 久留米市 城南町 1-5-3
申請者 氏 名 久留米 太郎 印
連絡先 0942-30-9029

私は、令和元年7月21日の災害により、り災しましたので次の事項について証明を願います。

り災者氏名	久留米 太郎
り災日時	令和元年7月21日 (時 分)
り災原因	☒ 水害 ・ 風害 ・ 落雷 ・ その他災害 ()
り災場所	久留米市 城南町 1-5-3
住居区分	☒ 自家 ・ 借家 ・ 借間 ・ その他 ()
り災程度	1 全壊 2 全焼 3 流失 4 埋没 5 半壊 6 半焼 ☒ 7 床上浸水 8 床下浸水 9 その他 ()

上記のとおり、り災したことを証明します。

令和元年 月 日

証明者 久留米市長 大久保 勉

印

令和元年 7 月豪雨の被災者の皆さまへ

保険料及び医療費のお支払いを**減免**できる可能性 があります

久留米市にお住まいで国民健康保険、後期高齢者医療保険の加入者の方で、
次の①、②のいずれかに該当する方は、申請をしていただくことで、保
険料及び医療保険の窓口負担を減免することができます。（減免期間
は認定日から最大 6 ヶ月目までです。）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされ、
家屋及び家財への被害額が一定割合以上に達する方

（床下浸水は対象になりません）

- ② 被災により収入が著しく減少した方等

※収入額が一定以下であること等、詳細な認定基準があります。

○ 申請には、以下の物が必要となります。

- ・世帯主の罹災証明書（りさいしょうめいしょ） ※ 1
- ・世帯主の印鑑
- ・損害保険からの給付金額がわかるもの（給付がある場合のみ）
- ・申請者の本人確認書類

※②の内容で申請される場合は別途必要なものがございしますので、
まずはお電話にてご相談ください。

○ 入院・入所時の食費・居住費やあんま・はり灸・マッサージ治療、装具作成に関する療養費などは減免の対象外です。

※1…罹災証明書は、生活支援課(0942-30-9023)にてご相談・申請下さい。



ご不明な点がある場合は、下記までお電話ください。

保険料減免について → 0942-30-9030

一部負担金減免について → 0942-30-9029

国民健康保険一部負担金減免及び支払猶予承認証明書

被 保 険 者 証 記 号 番 号	ZZ-9999
世 帯 主 住 所 ・ 氏 名	久留米市城南町15-3
	久留米 太郎
被 保 険 者 氏 名	久留米 太郎
承 認 区 分	免 除
承 認 期 間	令和元年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

一部負担金の減免及び支払猶予について、上記のとおり証明します。

令和元年 8 月 日

久留米市長 大久保 勉

印

(世帯主の方へ)

- 1 この証明書は保険医療機関等に提示してください。
- 2 入院時の食事療養にかかる標準負担額等については、減免及び徴収猶予の対象となりません。
- 3 申請の内容に虚偽があった場合や収入状況に変化があった場合等は、減免及び徴収猶予した一部負担金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

(保険医療機関等の方へ)

この証明書による一部負担金の取扱いについてご不明な点につきましては、下記へお問い合わせください。

久留米市健康福祉部健康保険課 TEL (0942) 30-9029

令和元年 7 月 21 日豪雨災害に係る
久留米市国保・後期高齢者医療被保険者の一部負担金の取扱について

このことについて、久留米市国民健康保険（以下、久留米市国保）および福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、福岡県後期広域連合）では、下記のとおり床上浸水等の被災者の一部負担金の減免・徴収猶予を実施いたします。

なお、この取扱いは久留米市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予実施要綱に基づくもので、昨年災害救助法の適用を受けました平成 30 年度 7 月豪雨災害に係る免除等とは取り扱いが異なります。

●平成 30 年 7 月豪雨との違い

	令和元年 7 月 21 日豪雨	平成 30 年 7 月豪雨
医療機関の窓口での必要書類	<u>一部負担金減免支払猶予承認証明書</u> (市への申請が必要)	り災証明書（口頭でも可）
減免率	50%	100%
減免期間	申請日から最長 6 箇月	国が定める期間
還付	なし	あり
備考	久留米市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予実施要綱	国の災害救助法の適用 (令和元年 6 月 30 日で終了)

1 取扱

久留米市国保および福岡県後期広域連合は、被保険者が被災したことがわかるもの（床上浸水被害の場合は『り災証明』。）等を持って市の窓口で減免申請をされた場合、『一部負担金減免・支払猶予承認通知書』及び『一部負担金減免支払猶予承認証明書』を発行する。

2 対象者

久留米市国保または福岡県後期広域連合の被保険者であって、久留米市に住所を有する者のうち、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者 ※床下浸水は対象外

3 対象となる医療費

診療、調剤、訪問看護（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は対象とならない）

4 取扱期間

申請日～ 最長 6 箇月

5 一部負担金免除申請の受付窓口

健康福祉部健康保険課（市役所 1 階 6 番窓口）：0942-30-9029

田主丸総合支所市民福祉課 : 0943-72-2112
北野総合支所市民福祉課 : 0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課 : 0942-62-2112
三潁総合支所市民福祉課 : 0942-64-2312
※上記窓口の受付時間…平日（木曜除く）8：30～17：15、木曜 8：30～19：00
※市民センターでは受付できません。

6 医療機関窓口での対応

【被保険者へのご対応】

上記2に該当する被保険者が、その旨を医療機関窓口で申立された場合、当該窓口にて“減免になるには市へ申請する必要がある”ことをお伝えください。

また、『一部負担金減免支払猶予承認証明書』をご持参の方については、一部負担金を減免してください。

【保険請求について】

徴収猶予・減免どちらの場合も、保険者へ請求してください。

請求方法は、これまでの災害時の一部負担金減免と同様で、特記事項の記載と減免項目の選択が必要です（電子レセプトの場合）。詳細については、国保連合会へご確認をお願いします。

7 その他注意点（再掲含む）

- ・徴収猶予となった方が免除申請をされなかった場合、後日保険者が被保険者に対し一部負担金を徴収します。
- ・床下浸水は対象外です。
- ・入院時食事療養費及び入院時生活療養費は対象外です。
- ・7月診療分など、すでに支払済の一部負担金については、減免の対象にはなりません。

<この件についてのお問い合わせ先>

久留米市健康福祉部健康保険課

給付チーム 担当：井手・堤

TEL：0942-30-9029

FAX：0942-30-9751